

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国においては、近年の少子高齢化や人口減少に加え、ライフスタイルの変化などにより、地域・家庭・職場などの身近な支え合いの基盤が脆弱化しています。その結果、地域において、生活困窮や8050問題のような複雑・多様化した課題を抱え、包括的な支援を必要とする個人や世帯が顕在化しています。こうした状況に対し、国は従来の制度や分野ごとの『縦割り』支援では対応が困難となっている状況を踏まえ、社会福祉法の改正などを通じ、市町村に対し包括的かつ重層的な支援体制の整備を求め、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進しています。

北九州市社会福祉協議会（以下、市社協）では、計画的に地域福祉を推進するために、平成6年度から「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を基本理念とする「地域福祉活動計画」を策定し、地域住民や社会福祉の関係者が互いに協力して、地域の実情に応じた地域福祉課題の解決と、支え合いのしくみづくりを進めてきました。

本計画では、福祉の大きな転換期を迎える2040年を見据え、地域住民を主体として、校(地)区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの地域団体、NPO・ボランティア団体のほか、社会福祉法人や企業、様々な分野の関係機関などが協働して、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」の実現を目指します。また、行政計画である北九州市地域福祉計画の実現を支援するという責務と使命を果たすために、行政計画との整合性を図るとともに持続可能な開発目標（SDGs）の実現を目指します。

北九州市地域福祉活動計画の推移

期	計画名称	計画期間
第一次	北九州市地域福祉活動計画～ふれあいネットワークプラン21～	平成6～11年度
第二次	新・北九州市地域福祉活動計画～100万人のふれあいプラン!!～	平成12～17年度
第三次	北九州市地域福祉活動計画第三次計画～市民発!ふくしプラン～	平成18～22年度
第四次	北九州市地域福祉活動第四次計画～住民ふくしの元気プラン2011～2015～	平成23～27年度
第五次	北九州市地域福祉活動第五次計画～住民ふくしの元気プラン2016～2020～	平成28～令和2年度
第六次	北九州市地域福祉活動第六次計画～地域共生!きたきゅうプラン～	令和3～7年度

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

2 地域福祉とは

私たちが暮らす地域には、子どもから高齢者まで、また障害のある人や外国籍の人など様々な人が暮らしています。地域との関わり方はそれぞれ異なりますが、誰もが地域を生活の拠点としています。一人ひとりが地域で共に暮らし、関わり合う中で、みんなが安心して自分らしく幸せに生活できる地域社会が求められています。

「地域福祉」とは、一人ひとりが年齢や障害のあるなし、取り巻く環境に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、みんなで支え合い・助け合うしくみや活動を指します。端的に言えば、「地域でお互いを支え合い、誰も取り残さない暮らしを目指す」活動のことです。

「社会福祉法」においても、地域住民、社会福祉関係者などが相互に協力して、地域福祉の推進に努めることと定められています。支援を必要とする人たちが地域社会の一員として日常生活を営み、様々な活動に参加する機会を得ることが出来るよう、地域福祉を推進することの重要性が法に明記されたことは、これからの社会福祉の方向性を改めて示すものと言えます。

市社協は地域のみなさんとともに支援を必要とする人たちを見守り、支え合う「ふれあいネットワーク活動」（小地域福祉活動）や、在宅高齢者の移動をボランティアが支援する「シルバーひまわりサービス」をはじめとするボランティア・市民活動などを推進してきました。また、地域福祉の人材の育成や参加促進においては、年長者研修大学校の運営を担ってきたほか、大学生との協働による小・中学生対象のふくしの出前授業の実施や、SNSを活用した情報発信により、子どもから高齢者まで幅広い世代への広報・啓発に取り組んできました。

さらに、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や終活相談事業、生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業などに取り組み、個々の福祉課題の解決を目指してきました。加えて、災害ボランティアセンター設置・運営訓練や災害ボランティア養成講座の開催など、震災や風水害などの近年多発している災害に備えるための防災・減災の体制づくりも進めてきました。

「地域福祉」は社会福祉協議会だけで実践できるものではありません。包括的な支援体制の構築や社会福祉施設の地域における公益的な取組など、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設、行政などの関係機関・団体が協働し、連携していくことが必要です。

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

3 計画の位置付け

1 計画の性格

(1) 福祉課題解決のための多様な主体による行動計画

地域に暮らす人々が直面する様々な課題を解決するために、住民や地域関係団体が将来の見通しを持って計画的に活動するための行動計画です。

(2) 住民に身近な小地域を原点とした、住民主体の実践となる計画

住民に最も身近な小地域と、そこに住む人たちの「生活」を支えることを活動の原点とする計画です。

※本計画では、小地域とは北九州市にある155の校(地)区社協の活動区域を指します。

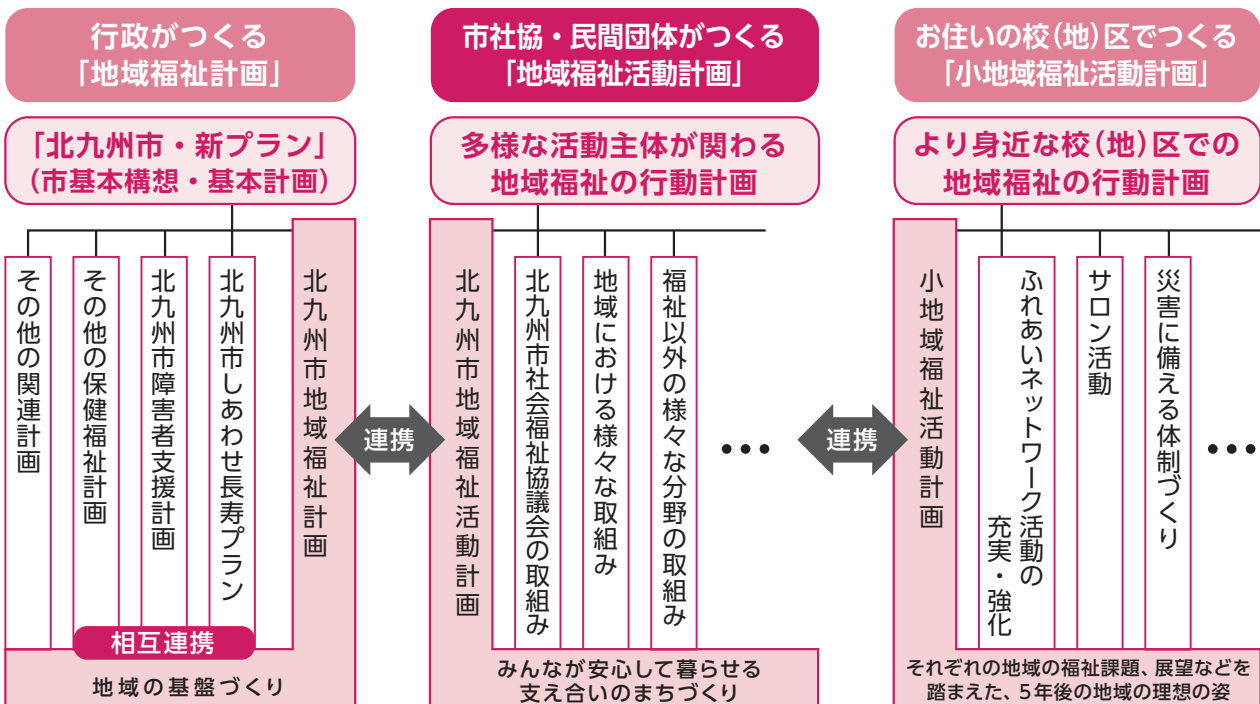
(3) 社会福祉協議会の活動指針となる計画

社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な団体としての方針を明らかにする性格を有した計画です。

(4) 行政計画（地域福祉計画など）と連携して推進する計画

住民や関係団体の行動計画であるとともに、地域福祉計画をはじめとする行政計画を民間の立場から協働して促進するための計画です。

北九州市における「地域福祉計画」・「地域福祉活動計画」・「小地域福祉活動計画」の関係性



※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

2 計画の期間

2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5カ年間とし、計画期間中に、地域を取り巻く状況などに大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の推進主体

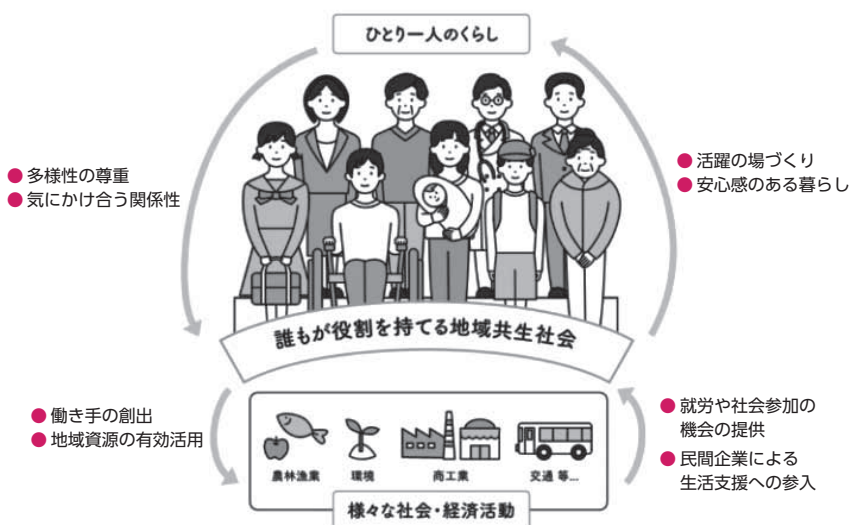
市社協が中心となって、地域住民の主体的な参加のもと、構成団体をはじめ地域福祉に関係する機関・団体と協働しながらこの計画を進めます。

Topic

地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

少子高齢化や人口減少などの社会状況の変化による支え合いの基盤の脆弱化とともに、複合的な課題を抱え包括的支援や分野をまたがる総合的なサービス提供の支援を必要とする個人や世帯が増えてきた中、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示された、地域を基盤とする包括的支援の強化や地域課題の解決力の強化などをはじめとした、「地域共生社会」の実現のための様々な取り組みが行われています。



出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

Topic

SDGsの先進都市 北九州市

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年の国連サミットで採択された世界の開発目標です。「誰一人取り残さない」よりよい社会をつくるために途上国も先進国も一緒になって、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、2030年までの17のゴールと169のターゲットで構成されています。

本市は1960年代に工業都市として発展する一方で大気汚染などの深刻な公害が発生しました。この状況に対し市民や企業、行政などが一体で取り組んできた歴史があります。こうした様々な取組みが評価され2018年に国から「SDG s 未来都市」として選定され、「北九州市SDGs未来都市計画」を策定し、地域課題の解決に向けた活動を行う市民団体への支援や研究などの様々な取組みを進めています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※ロゴ：国連広報センター作成

本計画でも、「貧困をなくそう」や「すべての人に健康と福祉を」といった目標達成にむけて、地域住民が普段の暮らしの中でできることや様々な団体・機関と連携した取組みを実施していくこととしています。

◆ 地域福祉活動計画と関連する主な目標 ◆

目標1 貧困をなくそう

1 貧困をなくそう



世界中の貧困をなくし、すべての人が安心して生活できる社会を目指す目標です。本計画では、生活に困っている人を支える相談窓口を整え、食料の支援や仕事など「自立」につながるサポートなどを行います。また、見守り活動や地域でのつながりづくりを進め孤独や孤立を防ぎます。

目標3 すべての人に健康と福祉を

3 すべての人に健康と福祉を



すべての人が健康で元気に暮らせるように、医療や福祉を充実させる目標です。本計画では、高齢者や障害のある人、子どもなどが安心して暮らせるように、健康教室や介護予防の活動を行います。また、地域住民が社会福祉施設などと協力して、身近に支え合える地域づくりを進めます。

目標4 質の高い教育をみんなに

4 質の高い教育をみんなに



だれもが平等に、質の高い教育を受けられるようにする目標です。本計画では、子どもの学習支援や放課後の居場所づくりを進め、子どもの学びを支援します。地域の人たちが講師になったり学び合ったりして、子どもから高齢者まで世代を超えて一緒に学べる地域を目指します。

目標10 人や国の不平等をなくそう

10 人や国の不平等をなくそう



年齢や性別、障害のあるなし、国籍や宗教、出自などに関係なく、すべての人が平等に暮らせる社会を目指す目標です。本計画では、様々な人が地域の一員として安心して暮らせるように交流を深めます。そのためにもお互いの理解を深め、みんなが認め合い、差別のない地域をつくります。

目標11 住み続けられるまちづくりを

11 住み続けられるまちづくりを



誰もが安心して住み続けられる、安全でやさしいまちをつくる目標です。本計画では、地域の人自分が自分のまちに誇りをもってまちづくりに参加できるようにしくみづくりの話し合いを多様な関係機関・団体と進めます。また、災害に強いまちを目指し、日頃からの防災活動や復興にむけた支援を行います。

目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

17 パートナーシップで目標を達成しよう



国や地域、企業、団体、そして市民一人ひとりが協力し合い、SDGsの目標を達成するためのしくみをつくることを目指す目標です。本計画では、地域住民を中心に校(地)区社協や自治会、民生委員・児童委員、NPO、学校、企業、行政など、多様な主体が協働し、地域の課題を一緒に解決していく体制を強めていきます。地域のつながりを広げ、知恵や資源を共有しながら、誰もが安心して暮らせる持続可能な地域づくりを進めます。